

# 第6期横浜市子ども・子育て会議 第2回保育・教育部会

## 第34期横浜市児童福祉審議会 第2回保育部会 合同部会

日時：令和5年3月28日（火）18:00～

場所：市役所 18階 なみき14・15会議室

### 議事次第

#### 1 開会

#### 2 議事

報告＜公開案件＞

##### 【児童福祉審議会】

- (1) 「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の改正について
- (2) 屋外遊技場の面積緩和について

議事＜非公開案件＞

##### 【子ども・子育て会議】

- (3) 私立幼稚園等預かり保育事業実施園の新規認定について
- (4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について
- (5) 幼保連携型認定こども園の認可及び補助金交付先法人の審査について

##### 【児童福祉審議会】

- (6) 横浜市立保育所の民間移管に伴う新設保育所の認可について
- (7) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
- (8) 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について
- (9) 民間保育所老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について

報告＜非公開案件＞

##### 【児童福祉審議会】

- (10) 市内保育・教育施設における不適切保育について

#### 3 閉会

〔配付資料〕

資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿

資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 事務局名簿

資料3 令和6年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について

資料4 屋外遊戯場の面積緩和について

**第 6 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会**  
**第 34 期横浜市児童福祉審議会 保育部会**  
**委員名簿**

【敬称略 50 音順】

## ＜第 6 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会＞

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備考
1	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	◎石井 章仁	
2	東京成徳短期大学 幼児教育科 教授	大澤 洋美	臨時委員
3	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長	大庭 良治	
4	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
5	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	倉根 美帆	臨時委員
6	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長	斉田 裕史	臨時委員
7	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	清水 純也	
8	一般社団法人ラシク 0 4 5	天明 美穂	臨時委員
9	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	臨時委員
10	國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 准教授	○山瀬 範子	臨時委員

## ＜第 34 期横浜市児童福祉審議会 保育部会＞

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備考
1	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	石井 章仁	
2	東京成徳短期大学 幼児教育科 教授	大澤 洋美	臨時委員
3	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長	大庭 良治	
4	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
5	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	倉根 美帆	臨時委員
6	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長	斉田 裕史	
7	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	清水 純也	臨時委員
8	一般社団法人ラシク 0 4 5	天明 美穂	
9	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	
10	國學院大學 人間開発学部 子ども支援学科 准教授	山瀬 範子	

◎：部会長      ○：職務代理者

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会  
 児童福祉審議会 保育部会事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	保育・教育部長	齋藤 真美奈
	保育対策等担当部長	本城 泰之
課長	保育・教育支援課長	小田 繁治
	保育・教育運営課長	古石 正史
	保育・教育運営課担当課長	真舘 裕子
	保育・教育認定課長	大槻 彰良
	保育対策課長	渡辺 将
	保育対策課担当課長	大島 範子
	こども施設整備課長	安達 友彦
係長	保育・教育支援課 事業調整係長	佐藤 真知
	保育・教育支援課 担当係長	高橋 百合子
	保育・教育運営課 担当係長	高橋 耕次郎
	保育・教育運営課 幼児教育係長	杉浦 さおり
	保育・教育認定課 担当係長	小椋 亮
	保育対策課 担当係長	楨村 瑞光
	こども施設整備課 担当係長	佐藤 洋平
	こども施設整備課 整備等担当係長	濱島 亮平
	こども施設整備課 整備等担当係長	後藤 崇
	こども施設整備課 整備等担当係長	西田 麻里奈
	こども施設整備課 整備等担当係長	古川 博一

## 令和6年4月入所に向けた利用調整基準の一部改正について

保育所等を利用する場合には、児童福祉法第24条第3項及び附則第73条第1項に基づき、市町村が利用調整を実施しています。

このたび、現在の利用調整基準について見直しを行いましたのでご報告します。

## 1. 保育の代替手段に関連するランク・調整指数や対象条件の見直し

## (1) 改正内容

基準日時点で地域型保育事業（事業所内保育事業（従業員枠）を除く。以下同じ。）や認可外保育施設等を利用している場合には、利用している施設に応じて利用調整におけるランクの引き上げや調整指数が付与されます。この取り扱いの対象施設や対象条件を見直します。

（具体的な見直し案）

- ①年度限定保育事業における取扱いの見直し
- ②認可外保育施設等を利用中の加点における対象条件の見直し

現行基準の対象条件	取扱い
就学までの保育を確保するために、連携施設の設定や卒園後の申請に対する利用調整上の配慮により、卒園児への優先的取扱いを行うことが法で定められている、または同様の考え方をもとに横浜市が認可や認定した施設・事業  (対象施設) 地域型保育事業、認可乳児保育所、横浜保育室	利用中の転園時 調整指数 + 1  卒園児 1 ランク引き上げ かつ 調整指数 + 5
上記以外の施設・事業	調整指数 + 3
※ 有償、週4回を条件とする。	

※年度限定保育事業は要綱において、利用中は調整指数1、卒園児は調整指数5

改正基準の対象条件	取扱い
就学までの保育を確保するために、連携施設の設定や卒園後の申請に対する利用調整上の配慮により、卒園児への優先的取扱いを行うことが法で定められている、または同様の考え方をもとに横浜市が認可や認定した施設・事業  (対象施設) 地域型保育事業、認可乳児保育所、横浜保育室、 <u>①年度限定保育事業</u>	利用中の転園時 調整指数 + 1  卒園児 1 ランク引き上げ かつ 調整指数 + 5
上記以外の施設・事業	調整指数 + 3
※ 有償、 <u>②月64時間</u> を条件とする。	

## (2) 具体的な基準案

### ①年度限定保育事業における取扱いの見直し

別表2-2 「その他世帯の状況」 ※一部抜粋

現行	改正（案）
<p>1 ランクの引上げに用いる指標</p> <p>※ 「利用調整基準」におけるランクが「8 ひとり親世帯等」、「9 保育士」、「10 市外在住」の場合は、適用しません。</p> <p>※ 元のランクがAランクの場合であっても適用します。</p>	<p>1 ランクの引上げに用いる指標</p> <p>※ 「利用調整基準」におけるランクが「8 ひとり親世帯等」、「9 保育士」、「10 市外在住」の場合は、適用しません。</p> <p>※ 元のランクがAランクの場合であっても適用します。</p>
<p>(1) ひとり親世帯等</p> <p>(2) 生活保護世帯（就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合に限る）</p> <p>(3) 生計中心者が失業している場合</p> <p>(4) 横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児</p> <p>(5) きょうだいの育児休業のため、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請をする場合</p> <p>(6) きょうだいの育児休業のため、認可保育所又は認定こども園（保育利用）を退所し、復職時に認可保育所又は認定こども園（保育利用）に再度利用の申請をする場合（2つ引上げ）</p> <p>(7) 既にきょうだい施設・事業を利用している場合で、そのきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合（きょうだいのどちらかの施設・事業に転園を申請する場合を含む。）</p> <p>(8) 認定こども園の教育利用をしている児童が、引き続き同一の認定こども園の保育利用を申請する場合</p> <p>(9) 保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施幼稚園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で保育業務に従事又は内定している場合（派遣職員は除く）</p>	<p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、<u>年度限定保育事業</u>等の卒園児</p> <p>(5)～(9) 省略</p>

別表3 「調整指数一覧表」 ※一部抜粋

現行			改正（案）		
横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児。	5	原則、卒園証明書等証明資料がある場合に限り ります。	横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、 <u>年度限定保育事業</u> 等の卒園児。	5	原則、卒園証明書等証明資料がある場合に限り ます。

②認可外保育施設等を利用中の加点における対象条件の見直し

別表3 「調整指数一覧表」 ※一部抜粋

現行			改正（案）		
利用申請児童を[横浜保育室、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業等]以外へ有償で <u>週4日以上</u> 預けている。(親族に有償で預けている場合は除く。)	3	原則、契約書等証明資料がある場合に限り ります。	利用申請児童を[横浜保育室、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業等]以外へ有償で <u>月64時間以上</u> 預けている。(親族に有償で預けている場合は除く。)	3	原則、契約書等証明資料がある場合に限り ります。

## 2. 就労ランクにおける月の就労日数の考え方の見直し

### (1) 改正内容

利用調整における就労ランクは、就労証明書に記載された「月の就労日数（基準日時点での就労実績）」と「週の就労時間（契約時間）」に応じて A から F ランクに判定されますが、月の就労日数についても「利用開始日時点での契約日数」でランク判定を行うことにします。

また、就労で F ランクとなる条件を細分化し、一部を E ランクに引き上げます。

※ 利用開始日時点での契約日数で審査することになるため、すでに就労している方と内定者との差は、現行のランクと類型間の優先順位ではなく、調整指数で設けることとします。

### (改正による効果)

現行基準では、保育所の利用開始後に就労を開始又は就労日数を増やす場合であっても、「基準日時点での就労実績」が少ないことからランクが低くなり、保育所の利用が難しくなるという課題がありました。

今回の改正により、月の就労日数を、「基準日時点での就労実績」から「利用開始日時点の契約日数」とすることで、保育所を実際に利用する際の就労日数で適切に利用調整を実施することができます。

### (2) 具体的な基準案

別表 2 「利用調整基準」 ※一部抜粋

現行			改正（案）		
	父・母が保育できない理由、状況	ランク		父・母が保育できない理由、状況	ランク
1 就労	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 40 時間以上 <u>の労働に従事</u> している。	A	1 就労 <u>(内定含む)</u>	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 40 時間以上 <u>就労</u> している。	A
	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 35 時間以上 40 時間未満 <u>の労働に従事</u> している。	B		月 20 日以上かつ就労時間 1 週 35 時間以上 40 時間未満 <u>就労</u> している。	B
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上 <u>の労働に従事</u> している。	C		月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上 <u>就労</u> している。	C
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満 <u>の労働に従事</u> している。	D		月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満 <u>就労</u> している。	D
	<u>月 16 日以上かつ就労時間 1 週 28 時間以上の労働に内定</u> している。	E		<u>月 12 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上就労</u> している。	E
	就労時間月 64 時間以上 <u>の労働に従事又は内定</u> している。	F		就労時間月 64 時間以上 <u>就労</u> している。	F

別表3 「調整指数一覧表」 ※一部抜粋

現行		改正（案）	
就労状況等（父母共に該当する場合であっても2倍しません。）		就労状況等（父母共に該当する場合であっても2倍しません。）	
<u>勤務実績が1か月未満である世帯。</u>	<u>-1</u>	<u>（削除）</u>	
<u>（新規）</u>		<u>元のランクの類型が「1 就労」であり、就労開始予定の場合。</u>	<u>-2</u>
元のランクが「 <u>1 就労のE又はF</u> 」か「7 求職中」で、継続して3か月以上就労している場合。	1	元のランクが「7 求職中」で、継続して3か月以上就労している場合。	1

<同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整>

	現行	改正（案）
1	類型間の優先順位（①～⑨の順） ①災害 ②疾病・障害 ③就労 ④介護 ⑤ひとり親等 ⑥ <u>就労（内定）</u> ⑦就学等 ⑧ <u>出産</u> ⑨ <u>求職中</u>	類型間の優先順位（①～⑧の順） ①災害 ②疾病・障害 ③就労 ④介護 ⑤ひとり親等 ⑥ <u>就学等</u> ⑦ <u>出産</u> ⑧ <u>求職中</u>

### 3. 適用時期

令和6年4月入所の利用調整から適用する予定です。

### 4. 改正スケジュール

時期（予定）	内容
令和5年3月	児童福祉審議会 保育部会に報告
令和5年4～5月	市民意見公募
令和5年9月	基準改正
令和5年10月	利用案内配布
令和5年10月～	令和6年4月の利用調整から改正した基準を適用



利用調整の優先順位（改正案の反映後）

（基準の考え方）		
※ ランクは、A B C D E F G H I の順に利用調整の順位が高いものとします。		
※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。		
※ 障害児・医療的ケア児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。		
※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。		
※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。		
ランク	父・母が保育できない理由、状況	
A	就労（内定含む）	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上就労している。
	病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。
	障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛の手帳（療育手帳）の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。
	親族の介護	臥床者・重症心身障害児（者）、またはそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が困難な場合。
	災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。
B	保育士等	世帯において「保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で、月20日以上かつ週35時間以上保育業務に従事する又は内定している（派遣職員は除く）」場合（市外在住は除く）。 ※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。
	就労（内定含む）	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満就労している。
C	障害	身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合。
	親族の介護	重度障害者（児）、またはそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が困難な場合。
	就労（内定含む）	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上就労している。
D	病気・けが	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。
	親族の介護	病人や障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週28時間以上保育が困難な場合。
E	就労（内定含む）	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満就労している。
	病気・けが	通院加療を行い、保育が困難な場合。
	障害	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。
	通学	就職に必要な技能習得のために月64時間以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。
F	就労（内定含む）	就労時間月64時間以上就労している。
	親族の介護	病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月64時間以上保育が困難な場合。
G	産前産後	妊娠中の場合又は出産若しくは出産予定日の後8週間の期間にある場合。
H	求職中	求職中。
I	市外在住	横浜市外に在住している場合（転入予定者は除く）。
※1	その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。

別表2 「利用調整基準」 ※現行基準の抜粋

(基準の考え方)		
※ ランクは、A B C D E F G H I の順に利用調整の順位が高いものとします。		
※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。		
※ 障害児・医療的ケア児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。		
※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。		
※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。		
父・母が保育できない理由、状況		ランク
1 就労	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。	A
	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。	B
	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。	C
	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。	D
	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。	E
	就労時間月64時間以上の労働に従事又は内定している。	F
2 産前産後	妊娠中の場合又は出産若しくは出産予定日の後8週間の期間にある場合。	G
3 (1) 病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合。	C
	通院加療を行い、保育が必要な場合。	E
3 (2) 障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時必要な場合。	A
	身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	B
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	E
4 親族の介護	臥床者・重症心身障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が必要な場合。	A
	重度障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が必要な場合。	B
	病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週28時間以上保育が必要な場合。	C
	病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月64時間以上保育が必要な場合。	F
5 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	A
6 通学	就職に必要な技能習得のために月64時間以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	E
7 求職中	求職中。	H
8 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。	A
9 保育士等	世帯において「保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(市型預かり保育)実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で、月20日以上かつ週35時間以上保育業務に従事する又は内定している(派遣職員は除く)」場合(市外在住は除く)。 ※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(市型預かり保育)実施園及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。	A
10 市外在住	横浜市外に在住している場合(転入予定者は除く)。	I
11 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。	※1

別表2-2 「その他の世帯状況」 ※現行基準の抜粋

ランクの引上げに用いる指標

※ 「利用調整基準」におけるランクが「8 ひとり親世帯等」「9 保育士等」「10 市外在住」の場合は、適用しません。

※ 元のランクがAランクの場合であっても適用します。

- (1) ひとり親世帯等
  - (2) 生活保護世帯（就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合に限る）
  - (3) 生計中心者が失業している場合
  - (4) 横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児
  - (5) きょうだいの育児休業のため、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請をする場合
  - (6) きょうだいの育児休業のため、認可保育所又は認定こども園（保育利用）を退所し、復職時に認可保育所又は認定こども園（保育利用）に再度利用の申請をする場合（2つ引上げ）
  - (7) 既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、そのきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合（きょうだいのどちらかの施設・事業に転園を申請する場合を含む。）
  - (8) 認定こども園の教育利用をしている児童が、引き続き同一の認定こども園の保育利用を申請する場合
  - (9) 保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で保育業務に従事又は内定している場合（派遣職員は除く）
- ※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする。

別表3 「調整指数一覧表」 ※現行基準の抜粋

代替手段としての有償保育利用状況、就労状況等、ランク・調整指数等の判定を行う基準日は、利用を希望する月の前々月の末日です。その時点における状況で利用調整を行います。

4月1日一次利用調整の場合は、前年の9月末日を基準日とします。二次利用調整の場合は1月末日を基準日とします。

	内容		備考
保育の代替手段 (右記のうち主たるもの1項目のみを適用します)	利用申請児童を65歳未満の親族に預けている。	-1	
	認可保育所又は認定こども園からの転園。(転居を伴う場合又は、きょうだい同一施設・事業に利用を希望するための転園は除く。)	-1	
	横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児。	5	原則、卒園証明書等証明資料がある場合に限りです。
	利用申請児童を横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等へ預けている。(一時保育のみの利用は除く。)	1	原則、在園証明書等証明資料がある場合に限りです。
	きょうだいの育児休業のため、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請をする場合。	5	原則、利用期間のわかる証明資料がある場合に限りです。
	利用申請児童を〔横浜保育室、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業等〕以外へ有償で週4日以上預けている。(一時保育を含む複数施設での利用も可。親族に有償で預けている場合は除く。)	3	原則、契約書等証明資料がある場合に限りです。
	保育の代替手段に関して、上記以外の場合。	0	
世帯の状況	保護者が身体障害者手帳1～2級・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳1～2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。	5	元のランクの類型が「障害」のときは加点しません。障害者手帳等証明資料がある場合に限りです。
	保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	3	
	保護者が身体障害者手帳1～2級・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳1～2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる障害者の場合。	3	元のランクの類型が「障害」のときのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限りです。
	保護者が身体障害者手帳3級以下又は精神障害者保健福祉手帳3級で保育に著しく負担がかかる場合。	2	
	同居の親族内に身体障害者手帳3級以上・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。)又は、同居の親族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。(在宅介護に限る。)	2	元のランクの類型が「親族の介護」のときは加点しません。障害者手帳や介護保険証等証明資料がある場合に限りです。
	別居の親族内に身体障害者手帳3級以上・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて日常的に介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く。)又は、別居の親族内に要介護1以上の認定者がいて日常的に介護している場合。(在宅介護に限る。)	1	
	継続的な入院等、医療を必要としているきょうだいの介護を行っている。(施設入所、通所・通学の付き添いについては除く。)	3	元のランクの類型が「親族の介護」のときのみ加点します。
就労状況 (父母共に該当する場合であっても2倍しません)	認定こども園の教育利用をしている児童が、引き続き同一の認定こども園の保育利用を申請する場合。	5	
	単身赴任をしている場合。	2	
	両親のうち一方でも毎月2回以上の夜勤を伴う勤務である世帯。	1	
	勤務実績が1か月未満である世帯。	-1	
	元のランクが「1 就労のE又はF」か「7 求職中」で、継続して3か月以上就労している場合。	1	
ひとり親世帯等	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいない場合。	3	
	ひとり親世帯等で65歳未満の同居親族がいる場合。	1	
	元のランクが「8 ひとり親世帯等」で就労内定の場合。	-2	上2行の点数と重複して適用します。
	元のランクが「8 ひとり親世帯等」で求職中の場合。	-7	
保育士等	元のランクが「9 保育士等」の場合。	-1	当該項目が適用された場合、他の調整指数は適用されません。
きょうだいの状況 (いずれかひとつ)	多胎児が同一の施設・事業の利用を申請する場合。	4	
	きょうだいの育児休業のため、認可保育所又は認定こども園(保育利用)を退所し、復職時に再度利用する場合で、育児休業の対象となった児童の利用を申請する場合。	4	
	既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、そのきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合。(きょうだいのどちらかが利用する施設・事業に転園を申請する場合を含む。)	4	
	既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、きょうだいが利用している施設・事業以外に利用を申請する場合。又はきょうだい同時に利用申請をする場合。	3	

<同一ランク・同一調整指数で並んだときの利用調整>

※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、次の順に考慮して利用調整します。

1	類型間の優先順位(①～⑨の順) ① 災害 ② 疾病・障害 ③ 就労 ④ 介護 ⑤ ひとり親等 ⑥ 就労(内定) ⑦ 就学等 ⑧ 出産 ⑨ 求職中
2	養育している小学生以下の子どもの人数が多い世帯。
3	経済的状況(合計所得金額)が低い世帯。 ※低い世帯を優先。

## 屋外遊戯場の面積緩和について

## 1 現状

認可保育所の屋外遊戯場については、認可時に近隣に公園等がある場合は、本来必要な屋外遊戯場の面積の 1/2 に緩和していました。

## 2 今後の考え方

今後は、既存資源を活用した受入枠の拡大のため、定員の変更や定員外受け入れにより、利用児童を現状より多く受け入れる場合については、認可後についても緩和を認めるものとします。

その他、保育士の休憩室や医療的ケア児等の駐車場整備する場合など保育の質を向上する場合に園庭を使用する必要がある場合についても、保育の質を一層高めるものとなることから緩和を認めるものとします。

<認める場合の基本条件>

- ・現に保育ニーズが存し、当該園を後追い緩和することで、児童を受け入れ、待機・保留児童が減少できる見込みであること
- ・周辺の保育園で現にあるニーズを吸収できないこと
- ・保育士の休憩室や医療的ケア児等の受入のため園庭の一部を使用する場合
- ・本件認可後の緩和はあくまで例外であり、緩和に必要な状況が解消した時点で、元の認可基準に戻すこと

## 3 参考

## 横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱（抜粋）

（建物・設備基準）

第 4 条 保育所の構造及び設備は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号））、認可基準条例、横浜市福祉のまちづくり条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 90 号）、横浜市建築基準条例（昭和 35 年 10 月横浜市条例第 20 号）及びその他関連法令の定めのほか、次の基準による設備を有しなければならない。

## (1) 基準設備・面積等

設備区分	基準
医務室	静養できる機能を有すること。 事務室等との兼用も可とする。 保育の用に供する部屋とは区分すること。
屋外遊戯場	屋外遊戯場の面積は、児童が実際に遊戯できる面積とする。 認可基準条例第 42 条第 4 号に定める「市長が特に認めた場合」とは、屋外遊戯場を基準面積の 2 分の 1 以上を確保する場合又はプール遊び等のできる場所を確保する場合とする。

～中略～

（屋外遊戯場の基準面積の緩和を受ける場合の要件）

第 5 条 前条第 1 号に規定する「屋外遊戯場を基準面積の 2 分の 1 以上を確保する場合」においては、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 土地の確保が困難で保育所と同一敷地内に認可基準条例に規定する広さの屋外遊戯場を設けることが困難であること。
- (2) 公園、広場、寺社境内等が、当該保育所から児童の歩行速度で概ね 5 分程度の範囲内で到着できる距離に 1 か所以上あること。
- (3) 公園、広場、寺社境内等が、認可基準条例に規定する面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。
- (4) 前号に規定する屋外活動に当たっての安全確保のため、当該公園、広場、寺社境内等に活動上危険な場所がないこと。
- (5) 第 3 号に規定する移動に当たっての安全確保のため、明らかに危険な場所を通らないこと及び移動の引率は必ず複数で行うこと。
- (6) 当該公園、広場、寺社境内等は、所有権等を有する者が本市又は公共的団体のほか、地域の実情に応じて信用力の高く、保育所による使用が安定的かつ継続的に確保されると認められる主体であること。